

平成28年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成27年12月
金融庁

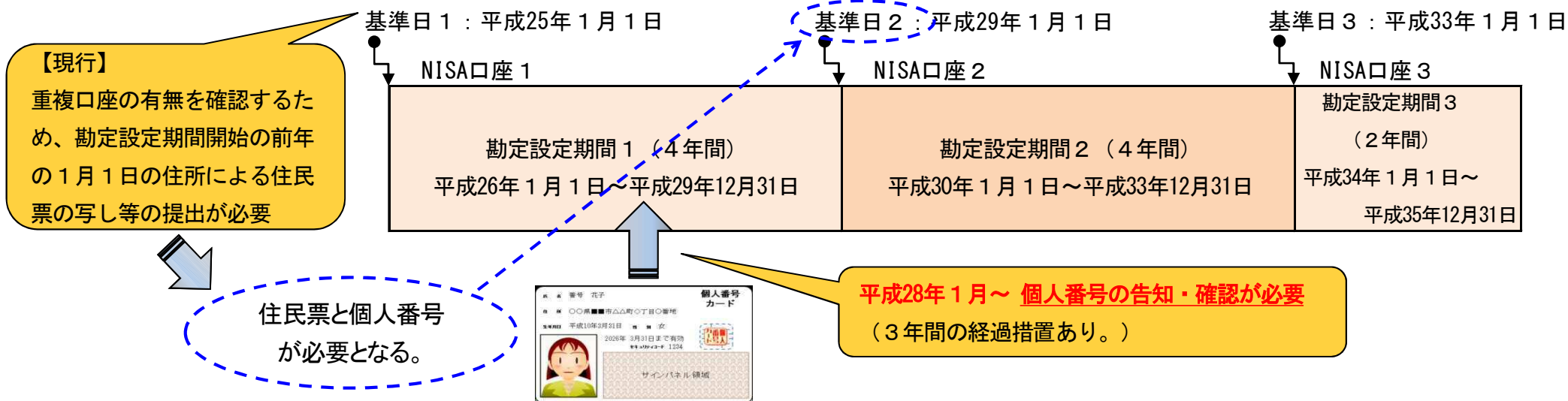


1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

【現状及び問題点】

- NISA口座については、勘定設定期間毎に重複口座の有無を確認するため、当該勘定設定期間開始の前年の1月1日の住所による住民票の写し等の提出が必要となるが、マイナンバー制度の導入後は住民票の写し等に加え、個人番号の提出も必要となる。
- NISAの更なる普及・定着に向け、煩雑な手続きが利用者の投資意欲を減じないように、口座開設手続き等を見直す必要がある。



【大綱の概要】

- 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて平成30年以後の勘定設定期間を統合する。

(注) 平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用

- 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。

◆マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

【現状及び問題点】

- 「マイナンバー制度」は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を図ることを目的として、平成28年1月より導入予定
- 個人投資家のすそ野拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続きの簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。

(参考)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋
(基本理念)

第3条第2項 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

【大綱の概要】

既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等を不要とする。

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		更なる一体化については、引き続き 検討
預貯金等	源泉分離	—	

2. 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援

◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

【現状と問題点】

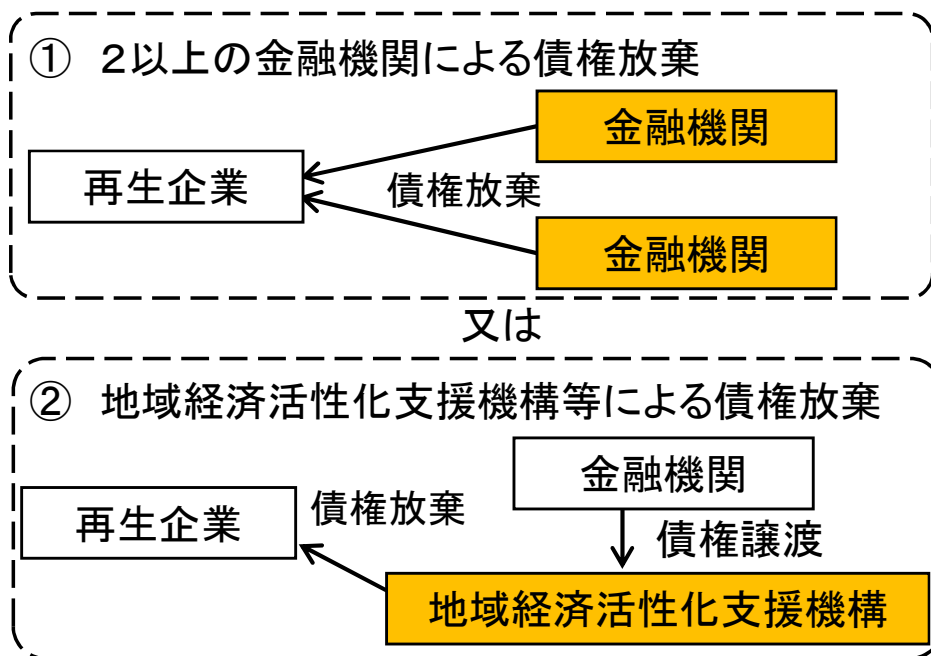
- 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

【大綱の概要】

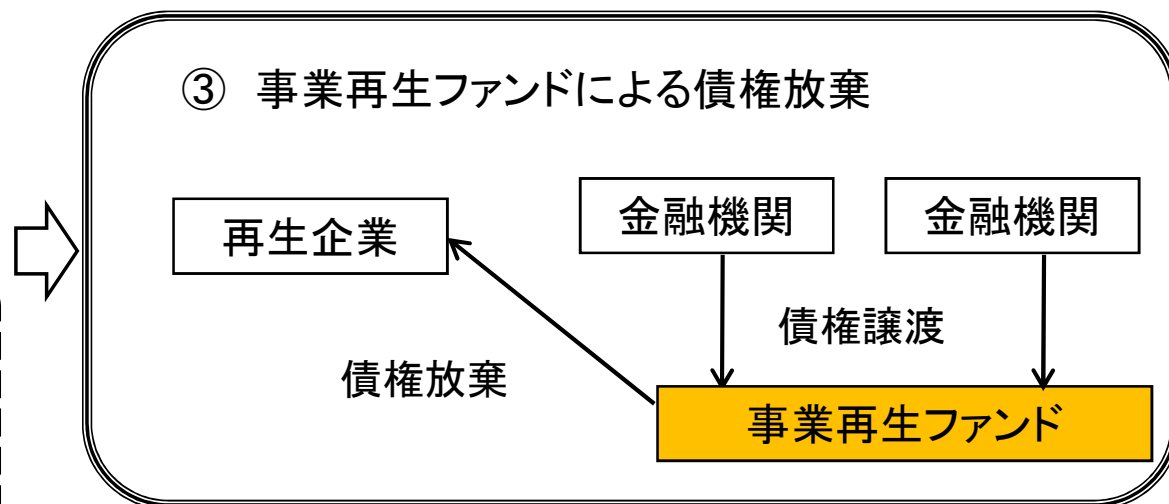
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注)。

(注) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注1)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

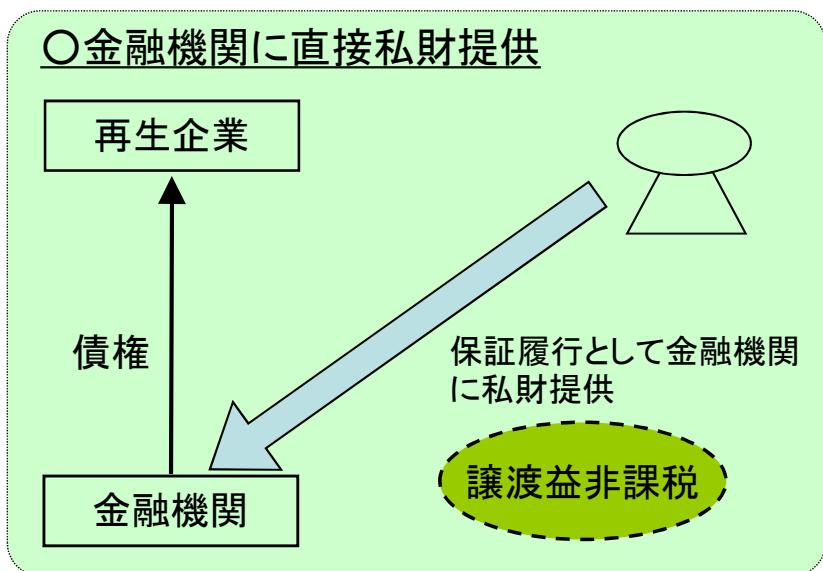
(注1) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

【大綱の概要】

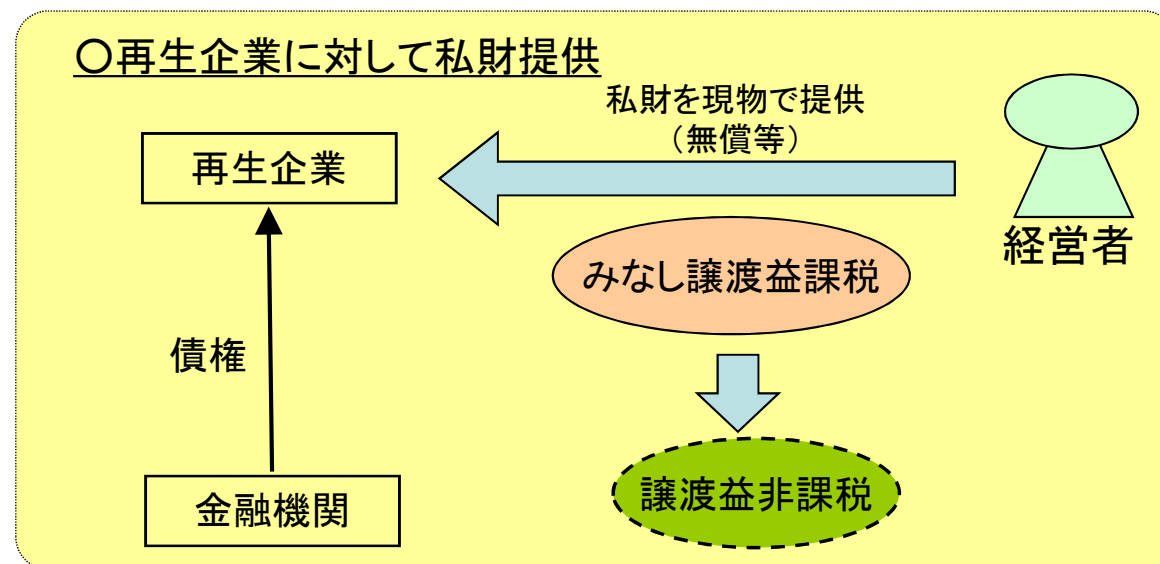
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注2)。

(注2) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



3. 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化

◆日本版スクークに係る非課税措置の延長

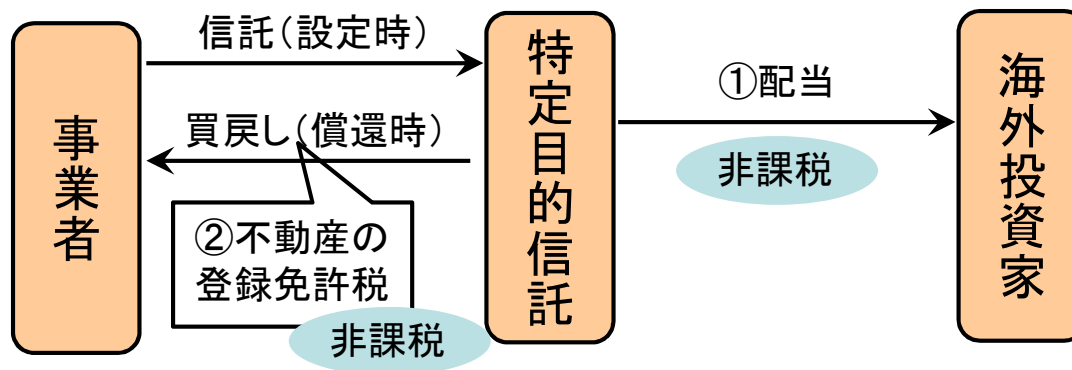
【現状及び問題点】

- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権(日本版スクーク)に関する税制(日本版スクークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化)が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スクークの発行を促し、日本市場の利便性と活性化を図る観点から、これらの非課税措置の延長が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成28年3月末とされている。

【大綱の概要】

日本版スクークに係る①海外投資家への配当及び②信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税に関する非課税措置の適用期限を3年延長する。

【現行】 <日本版スクークに係る非課税措置>(平成28年3月末まで)



【大綱】

①②に係る非課税措置を
平成31年3月末まで3年
延長する

4. その他の要望項目

◆協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。



【大綱の概要（与党大綱）】

「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

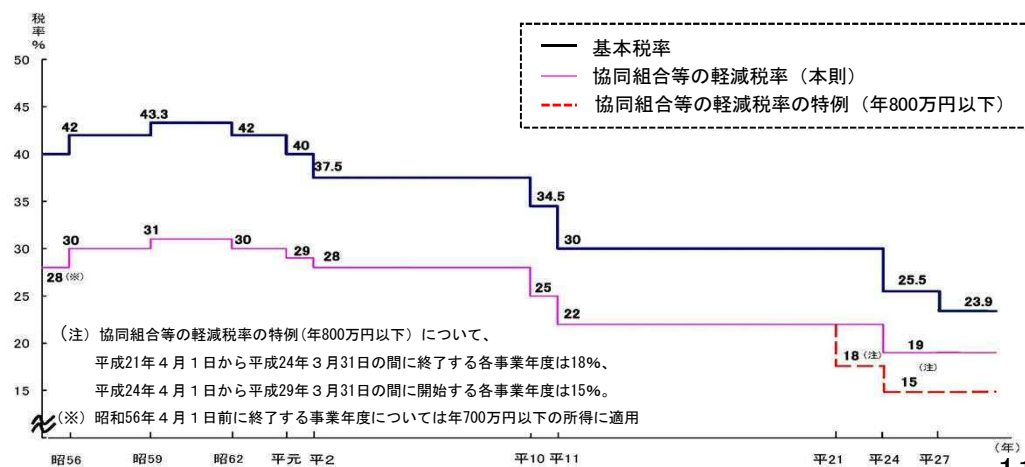
協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1（例）信用金庫の場合：従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者

※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



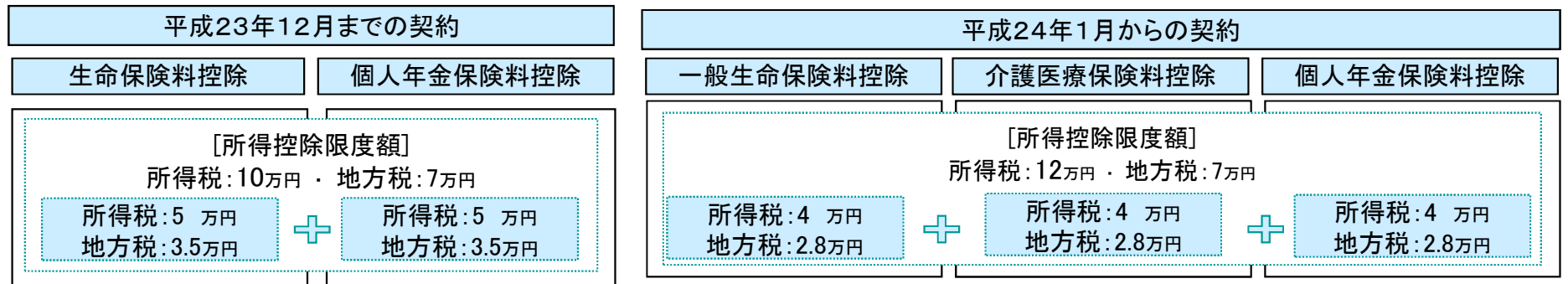
(出典) 財務省HP「法人税率の推移」より金融庁作成

◆生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの
- 国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

【現行制度】



【要望内容】



【大綱の概要(与党大綱)】「老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。」

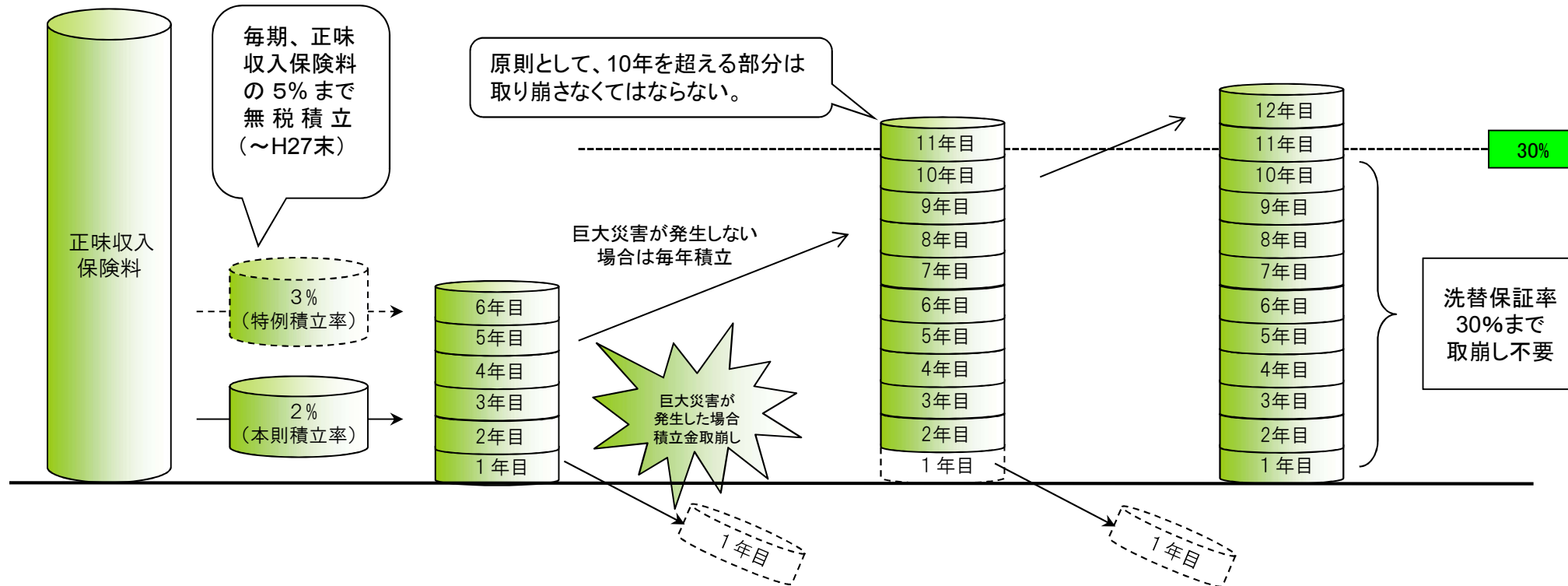
◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大
⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠

【大綱の概要】

保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。



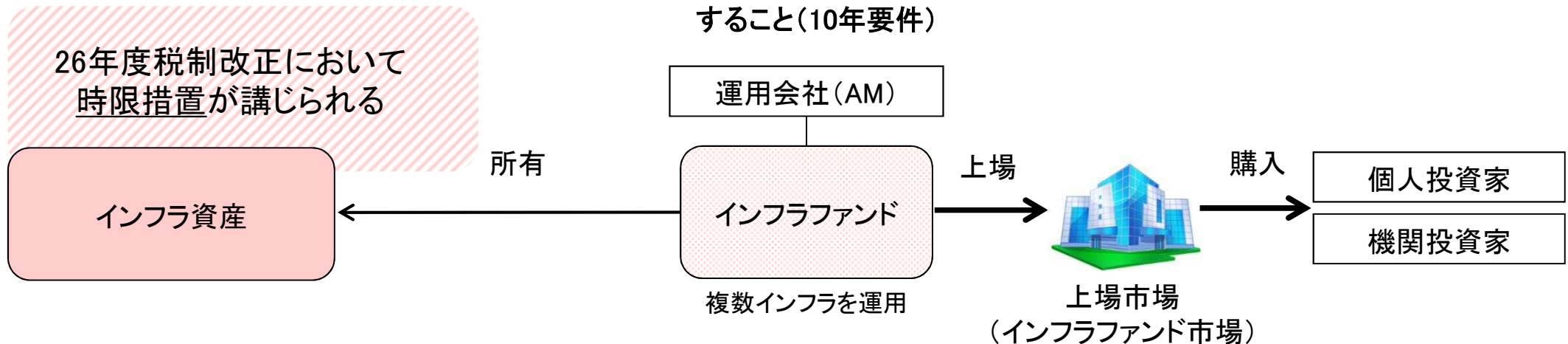
◆投資法人(インフラファンド)に係る税制優遇措置の拡充

【現状及び問題点】

- 平成26年9月の投信法政令改正において投資法人の主たる投資対象資産に追加された再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)について、現行の税制上の時限措置(特に「10年要件」)が、商品組成・上場に当たっての実務上の課題となっている状況
- 平成27年4月、東京証券取引所において「上場インフラファンド市場」を開設

【時限措置の内容】

- ①再エネ設備を平成29年3月末までに取得(3年要件)
- ②10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること(10年要件)



【大綱の概要】

再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの導管性要件に係る時限措置(10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること)について、期限を「20年以内」に延長する

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- 軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度(CFC税制)がある。
- CFC税制においては、企業等の適正な海外投資活動を阻害しないよう、軽課税国の定義や、適用除外基準等が設けられているものの、現行の規定では、租税回避目的がなく事業実体を有する外国子会社の所得についても、合算課税の対象となるおそれがある。
(例)英国ロイズマーケットにおける損害保険会社の子会社等の事業活動、航空機リース業
- 我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備するためには、適正な企業活動を阻害しないようCFC税制を抜本的に見直す必要がある。又は、現行の適用除外基準を見直す必要がある。



【大綱の概要】

1. 適用除外基準の適用方法の見直しについて

英国ロイズ市場で保険業を行う特定外国子会社等の実体基準、管理支配基準、非関連者基準について、適用方法の見直しを行う。

2. 抜本的改正について(与党大綱)

「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」